

広島県教育委員会会議録

令和 2 年 1 0 月 9 日

広島県教育委員会

広島県教育委員会会議出席者名簿

令和2年10月9日（金） 13：00開会
14：10閉会

1 出席者

| | | | | |
|-----|----|---|---|----|
| 教育長 | 平 | 川 | 理 | 恵 |
| 委員 | 細 | 川 | 喜 | 一郎 |
| | 中 | 村 | 一 | 朗 |
| | 志々 | 田 | ま | なみ |
| | 近 | 藤 | い | ずみ |
| | 菅 | 田 | 雅 | 夫 |

2 欠席委員

なし

3 出席職員

| | | | |
|-----------------|-----|---|----|
| 教育次長 | 長谷川 | 信 | 男 |
| 管理部長 | 池田 | 克 | 輝 |
| 学びの革新推進部長 | 富永 | 六 | 郎 |
| 総括官（乳幼児教育・教育支援） | 津島 | 伊 | 保 |
| 参与 | 生田 | 徳 | 廉 |
| 理事 | 榊原 | 恒 | 雄 |
| 総務課長 | 江原 | | 透 |
| 秘書広報室長 | 糸崎 | 誠 | 二 |
| 教職員課長 | 山田 | 哲 | 也 |
| 文化財課長 | 白井 | 比 | 佐雄 |
| 高校教育指導課長 | 竹志 | 幸 | 洋 |
| 豊かな心と身体育成課長 | 阿部 | 由 | 貴子 |

教育委員会会議定例会日程

| | | 頁 |
|------|-------------------------------------|---|
| 日程第1 | 会議録署名者について | 1 |
| 日程第2 | 報告・協議1 「広島県文化財保存活用大綱」素案について | 1 |
| 日程第3 | 報告・協議2 広島叡智学園高等学校の入学者選抜の方向性について | 3 |
| 日程第4 | 第2号議案 広島県いじめ問題調査委員会の委員の任命に対する意見について | 5 |
| 日程第5 | 第1号議案 教職員人事について | 5 |

平川教育長： それでは、ただ今から本日の会議を開きます。
まず、教育長職務代理者の指名について御報告いたします。
教育長職務代理者には細川委員を指名させていただき、御承認いただきましたことを御報告いたします。
それでは、日程に入ります。
まず、会議録署名者の件ですが、本件は会議規則第22条の規定によりまして、私から御指名申し上げます。
会議録署名者として、細川委員及び近藤委員を御指名申し上げますので、御承諾をお願いいたします。

(承 諾)

平川教育長： 本日の会議議題は、お手元のとおりです。
議題のうち、公開になじまないものがあれば、最後に回して審議したいと思います、いかがでしょうか。
細川委員： 第1号議案は個別の人事に関する案件であり、また、第2号は委員の選考に関する案件ですから、審議は非公開が適当ではないかと思えます。
平川教育長： ほかに御意見はありませんか。

(な し)

平川教育長： それでは、ただ今の細川委員の発言について採決いたします。
第1号議案の教職員人事について、第2号議案の広島県いじめ問題調査委員会の委員の任命に対する意見については、公開しないということに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。
したがって、本日の議題は、第1号議案及び第2号議案を公開しないで審議することといたします。

報告・協議1 「広島県文化財保存活用大綱」素案について

平川教育長： それでは、報告・協議1、「広島県文化財保存活用大綱」素案について、白井文化財課長、説明をお願いいたします。
白井文化財課長： 「広島県文化財保存活用大綱」素案について、御説明いたします。
広島県文化財保存活用大綱は、文化財の保存・活用に関わる本県の基本方針及び取組方針でございます。その作成につきましては、令和2年1月の教育委員会会議で骨子案について報告させていただいて以来、広島県文化財保護審議会、各市町や各局関係課とも連携し、作業を進め、素案を作成してまいりました。本日は、素案の構成や内容が妥当か御意見をいただきたいと思いますと考えております。
まず、改めて、大綱の目指す将来像、策定の意義及び策定スケジュールについて御説明いたします。
資料の3、目指す将来像を御覧ください。
この大綱では、県民、関係団体など多様な関係者が、文化財及び周囲の自然環境・景観・伝統行事などの一体的な保存・活用に取り組むことを通して、県民一人一人が地域に誇りと愛着を持ち、内外から魅力ある地域として選ばれていますという状態を目指す将来像としております。
次に、4、策定の意義でございますが、右側にお示しした図を御覧ください。
県民が地域に誇りと愛着を持ち、内外から選ばれる魅力ある地域の実現に向け、多様な関係者の参画による文化財の積極的な保存・活用を行うため、県では基本的な方向性を明確化し、各種取組の基盤としてこの大綱を定めるところでございます。
これにより、各市町がその特色を生かしながら円滑に連携し、県内全体が同じ方向性で文化財の保存・活用に取り組むことが可能になると期待しているところでございます。

また、国庫補助事業での補助率の加算，地方創生推進交付金での弾力的措置，事務の簡略化等の効果も期待しているところがございます。

次に，6，策定スケジュールを御覧ください。

令和2年度末を目途に策定することとしておりますので，11月頃にパブリックコメントを実施した後，令和3年3月の教育委員会会議において，策定案をお諮りしてまいりたいと考えております。パブリックコメントには，別紙1概要及び別紙2素案をお示ししたいと考えております。

次に，別紙1の広島県文化財保存活用大綱の概要を御覧ください。

この大綱では，上段に示す目指す将来像を明記し，本県の現状及び下段の目指す将来像の実現に向けた課題を明らかにした上で，中央，課題に対する基本方針と左側の取組方針を記述いたします。

先々月いただいた御指摘を踏まえまして，主な課題を，保存に關すること，活用に關すること，総合的な施策の推進に關すること，災害対応に關することと捉え，文化財の確実な保存，文化財の価値の情報発信や活用，市町や地域社会と連携した総合的，広域的な取組推進を基本方針として取り組んでまいりたいと考えております。

別紙2の広島県文化財保存活用大綱（素案）を御覧ください。ここは現時点での素案でございます。

目次を御覧ください。この素案は，本県の状況，将来像，課題，基本方針，取組方針及び措置などを各章で説明する構成といたしております。なお，取組方針1から8の内容は，こちらの第5章及び第6章に記載しております。所有者や市町への支援，人材育成，情報発信，災害対応などについて，分かりやすく示せるよう取り組んでいるところがございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして，御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

細川委員： まず，別紙1の一番上の目指す将来像のところに書かれてあることなのですが，このままだとすると，少しぴんとこなかったのですが，最後の結びが「選ばれています。」で閉じられているのが，例えば，「内外から魅力ある地域として選ばれることを目指す」とか，そういうような書きぶりの方がよく皆さんにお分かりになれるかなという気がします。「選ばれています。」で閉じられるのは，どういう意図がございますか。

白井文化財課長： こちらの将来像の示し方でございますが，従来の県のチャレンジビジョンとか，そういったものの示し方に合わせまして，皆様と同じような形で提供したいということで揃えております。

細川委員： 将来像として内外から魅力ある地域として選ばれていますという，将来像ということに対して少し方向がずれているのではないかなという気もするのですが，そういった感じはいたしませんでしょうか。

白井文化財課長： 一応，選ばれている状態ということで先ほど御説明いたしました，そういう状態を目指すということではあります。また，書きぶりにつきましては，御意見を踏まえて，また関係課との調整はさせていただきたいと考えております。

近藤委員： この大綱なのですが，対象期間を特に設定しないということになっていまして，いろいろな今後の課題などを拝見すると，例えば，未指定文化財がもう失われてしまうのではないかとか，人員の体制などのところで担当職員の年齢層の偏りなどが顕在しているだとか，かなり急いでやらないといけない課題というものも出てきているかと思えます。ですが，対象期間はあくまでも設定しないということなのかという点が1点と，もし，とりあえず対象期間の設定をしないということになるとしても，検証やチェックというのはどのような方法でしていくことになるのかというのを教えてください。

白井文化財課長： この大綱は，先ほど申し上げましたとおり，基本方針，取組方針でございますが，アクションプランではないことから，あえて計画期間を定めておりません。

具体的な取組につきましては，また別途，取組計画を定めていきながら検討していきたいと考えております。

中村委員： 策定の意義のところになるのですがけれども，文化財を活用する際の，「国が交付する補助事業での補助率の加算とか地方創生交付金を弾力的に措置」というのは，この大綱さえまとめればそうなるということではなくて，これをまとめた上で，それを働きかけていくことによって実現を目指すということですか。

白井文化財課長： 現在，国の文化財の活用に関するソフト事業に対する補助金では，大綱や市町が定めます保存活用地域計画を定めましたら5%の加算があるということが明記されておま

す。ですから、この策定が定まりましたら自動的にその効果が発生すると考えております。

中村委員： 分かりました。それは、それだけでも意義があるということだと思います。

それから、文化財所有者への支援の充実を図るということですが、これは、これから具体的にどう支援を充実していくかということですね。それを是非、困っている所有者の方、全国におられますので、今後、どう具体的に支援していくかということは大きな課題だと思います。その辺りは何か今の段階でおっしゃっていただけるようなことがありますか、それともこれからということでしょうか。

白井文化財課長： 所有者への支援につきましては、経費負担に係る支援、それから技術的支援の二つの側面があると捉えております。技術的支援につきましては、今後、文化財保存活用計画、個別の文化財の活用の計画を所有者だけではできないと思われまので、それらの策定の支援を行ったり、あるいは、それらに基づいて行う事業への補助事業ということも考えていきたいと思っております。

また、国に対して、例えば税金に関する優遇措置とか、そのような要望も取り組んでいきたいと考えております。

志々田委員： まず、これを作ることからだんだん下ろして行って、実際に様々なメニューを区切ってアクションプランみたいなものを立てていくということになると先ほどお聞きしたのですけれども、この大綱の下の計画というのはどういう名前の計画になるのですか。

白井文化財課長： まず、具体的には、市町が策定いたします文化財保存活用地域計画、それから、所有者が定めます文化財保存活用計画、その二つが具体的には上がってまいります。

志々田委員： 恐らく、県がやるべきこと、市町村がやるべきこと、個人がやるべきことということに分けて計画が立つと思うのですけれども、そうすると、県が計画を立てるとするのはこの大綱だけになるということでしょうか。

白井文化財課長： 現時点では取組方針等を定めて、その方針に沿って、市町にその役割に沿ってやっていただきたいということで働きかけていくということになっております。

志々田委員： 当面はそれでいいとは思いますが、大綱を見ていると、例えば学校の中で地域の文化財をもっと活用しようだとか、まだまだ教育委員会としてできる様々な事業というのがここに入っていて、それがどこに位置づくのかと言ったときに、今、総合基本計画の中の生涯学習のところの一応入っているものの、例えば、学校教育の中の地域の魅力を学ぶような授業の充実・改善だとか、そういった言葉がまだ入っていない状況だと思います。是非、この大綱ができたなら、次の教育大綱と推進計画といったところで、この保存・活用の大綱の内容というものを反映されるように、具体的なアクションとして教育委員会がやるべきことを、これから細かく設定していただければなと思っておりますので、これができたら県はおしまいでなくて、これを実現するための計画として、どこに何をを入れるのかということを是非御検討いただければなと思っております。

白井文化財課長： 委員御指摘の点を踏まえ、これから担当課とも連携して進めてまいります。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。

報告・協議 2 広島叡智学園高等学校の入学者選抜の方向性について

平川教育長： 続いて、報告・協議 2、広島叡智学園高等学校の入学者選抜の方向性について、竹志高校教育指導課長、説明をお願いいたします。

竹志高校教育指導課長： 失礼いたします。説明に入る前に、大変申し訳ありませんが、資料の訂正をお願いできればと思っております。

資料の 2、出願資格のところでありますけれども、令和 4 年の後に 2024 となっておりますが、2022 の誤りです。これが (1)、(2) の 2 か所ありますので、2 か所訂正をお願いいたします。大変申し訳ありませんでした。

では、改めまして、広島叡智学園高等学校の入学者選抜の方向性について御説明いたします。

広島叡智学園では、学校のコンセプトの一つである多様性あふれる学習環境を創出す

るため、令和4年4月の高等学校段階から1学年当たり20名程度の外国人等生徒を受け入れる予定で現在準備を進めているところでございます。

2の出願資格を御覧ください。

(1)の外国人生徒につきましては、外国籍を有し、平成17年4月2日から平成19年12月31日に出生した者で、学校教育における9学年の課程を修了した者又は令和4年8月までに修了見込みの者としております。

続いて、(2)の海外の学校で長期の学習期間がある日本人生徒につきましては、平成17年4月2日から平成19年4月1日に出生した者で、学校教育における9学年の課程を修了した者又は令和4年8月までに修了見込みの者として、原則として海外の学校での修学期間が5年以上の者を考えております。

続いて、選抜方法につきましては、3にお示ししたとおり、二つの方法を考えております。

まず、(1)海外等連携協定に基づく入学者選抜につきましては、海外等の連携協定先から推薦いただいた生徒を対象に、高等学校への入学者を選抜する推薦入試のような形態を考えております。

続いて、(2)外国人等を対象とした入学者選抜につきましては、連携協定に関係なく、広く入学生を募集する一般入試のような形態を考えております。

続いて、4の周知方法につきましては、広島叡智学園の教育内容や寮生活について、海外の生徒等にしっかりとしたイメージを持っていただき、この学校への進学を希望していただける仕組みの一つとして、広島叡智学園の入学を検討している中学生を対象に、来年の夏にサマースクールを開催することとしております。

今後は、広島叡智学園高等学校についての認知度を高めるため、サマースクールのリーフレットや海外留学生向けの学校案内を作成し、海外等の連携協定先を通して周知するとともに、広島叡智学園のホームページやSNSにより情報発信するなど、積極的に広報活動を展開していくことを考えております。

最後、5の今後の予定につきましては、令和3年1月に外国人等を対象としたオンライン学校説明会を開催し、令和3年4月に入学者選抜の基本方針を定め、8月以降に入学者選抜を実施する予定としております。

説明は以上でございます。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

細川委員： 3(1)のところなのですが、連携協定を締結する海外等の関係機関が推薦する外国人生徒ということなのですが、一応、推薦を受けるので、それなりの生徒の皆さんというふうに理解するのですが、推薦を受けたからといって全員が合格というわけではないのですよね。

竹志高校教育指導課長： 御質問いただきましたとおり、選抜ということになっておりますので、推薦いただいたから全員合格ということは考えておりません。広島叡智学園が定めておりますミッション、ビジョンに耐えられる生徒を選抜するという形で考えております。

細川委員： ということは、欠員ということも想定されるのですけれども、もし欠員が出た場合に、選抜については、募集もだと思いますが、それ以降は、いわば随時で募集をされるのですか。それとも、もうこの入学のときに限ってで、欠員のまま進むということなのでしょうか。

竹志高校教育指導課長： 現時点ではありますけれども、そちらにお示ししたとおり、選抜方法は推薦入試のようなものと一般入試のようなものの二つを今、考えているところであります。ただ、今言われたように、どれぐらい応募していただけるかなどというのは、初めてでありますので明確なものではないということで、その辺りのところも検討していかないと考えているところでございます。

細川委員： 私も課長がおっしゃったことを心配しておりまして、どこまで皆さんにPR等が周知、届くかなというところも思っておりまして、4の周知方法が二つほど書いてございますが、このほかにも何かお考えになっていらっしゃるのかなということと、2(2)のところ、対象が日本人生徒もということになっておりますので、私としては、やはり、県内の外国で活躍されている企業などの関係者の方だと比較的情報が伝わりやすいのかなという気もしているのですが、いかがでしょうか。

竹志高校教育指導課長： 広報活動につきましては、こちらにも示しているものもありますけれども、今、特に具体的に進めているものとして、これまで協定を結んでいる海外の自治体に加えて、もっと多くの自治体と連携していきたいということがありまして、かなりの数の、

日本大使館等、外国施設を現在周ったりしております。またあわせて、海外のいろいろな教育機関と連携できている様々な関係機関、こういったところも連携をして、今、協定が結べていける段階になっているものが幾つか挙がっているという状況があります。

それに加えまして、今、コロナ禍ということもありまして、海外からなかなかこちらの方に来てもらえないということがあるということも考え、大使館にお勤めのお子様でありますとか、大学教授のお子様、それとグローバル企業に勤めている方の御子息をターゲットとしても考えていきたいと考えているところでございます。

菅田委員： 周知方法のところではサマースクールも実施されるのですけれども、サマースクール対象者というのは、今回の出願資格の平成17年4月2日から19年の12月31日に出生した方なのでしょうか。それとも、もっと小さい子、中学生でも体験できるのでしょうか。

竹志高校教育指導課長： 今考えているのは、委員の方から言っていただきました、これから受験を控えているお子様と今考えているところでございます。

菅田委員： もう1点、オンラインの学校説明ですけれども、万が一コロナ禍がずっと続いた場合、入学者選抜もオンラインというのは考えていらっしゃるでしょうか。それとも、例えば2週間の待機期間があっても来てもらうとか、状況は改善しているかとは思いますが、いかがでしょうか。

竹志高校教育指導課長： 入学者選抜の方法につきましては、広島叡智学園のミッション、ビジョンを達成できる人を選考できるようにということを考えておりまして、今、学校と一緒に、どういう内容でどういう選考をしたらいいかということは今検討しているところであります。そのときに、今言われましたとおり、コロナ禍において、どういう形で進めていかなければいけないのか。オンラインについては、どうしても外せない部分はあると思っておりますので、そういったことはしっかり踏まえた上で、選考方法について考えていこうと思っております。

中村委員： 是非、先ほど御説明のあった海外連携等を進めていただいて、よく周知をして、まずは来年のサマースクール、そして出願者にたくさん来ていただけるようにしていただきたいなと思います。

それで、菅田委員から御指摘のあった、同じところなのではございますけれども、今の状況がこのまま続いてしまえば、外国籍の方が日本に入ってくるということが難しいということもありますよね。そのときに、そうは言っても、やはり当初の趣旨どおりに海外からの留学生を是非とも受け入れたいと思いますので、オンラインも当然そうでしょうし、もっと言えば、場合によったら例えば、こちらから出かけて行ってでも試験するとか、場合によったら、例えば、そういったことも含めて、是非いろいろなことを準備しておいていただく必要があるのではないかなと思っておりますので、意見です。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。

続いて、先ほど公開しないと決定した議案について審議を行いますので、傍聴者の方は御退席をお願いいたします。

(13:29)

【非公開審議】

第2号議案 広島県いじめ問題調査委員会の委員の任命に対する意見について

広島県いじめ問題調査委員会の委員の任命に対する意見について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

第1号議案 教職員人事について

県立学校教諭の交通事故に係る人事措置（減給10分の1 3月）について、審議の結果、全員賛成に

より原案どおり可決した。

(14 : 10)